

議会基本条例

制定の取り組み

—3月定例会での制定にむけて—

高山市議会は、「ぎ
かいだより」創刊号で

報告しました「高山市
議会基本条例」の制定
に向けて、取り組みを
進めており、3月定例
会での制定をめざして
います。

この条例（案）では、
目的を「よりよい政策
を実現するため、必要
な議会運営の基本事項
を定め、市政の発展に
寄与する」こととして
おり、3つの基本理念
を中心、前文ほか9
章の構成を想定してい
ます。（概略は下表を
参照）

高山市議会基本条例(案)の要旨	
前 文	制定の経緯や主旨をうたっています。
第1章 総 則	基本条例の目的を「議論する議会づくりを通じたよりよい政策の実現」とし、3つの基本理念を規定します。
第2章 議会の活動原則 議員の責務と活動原則	3つの基本理念に基づいて、議会の活動原則、議員の責務と活動原則を規定します。
第3章 市民と議会の関係	議会が積極的に情報発信し、市民との情報共有を図り、市民参加の機会を保障することを規定します。また、市民との意見交換の場を設けること、広報広聴を行う組織を設置することも規定します。
第4章 議会と市長等 執行機関との関係	議会は行政と緊張関係を保持した中で、議論を進めるため、本会議における質疑・質問の一問一答方式、行政への反問権の付与、論点情報の形成、議決事件の追加について規定します。
第5章 議員間の討議による 合意形成	議会は議論の場であり、合議制の機関であることから、議論を尽くして合意形成に努めること、政策提案・提言を行うための政策討論の場について規定します。
第6章 政策形 成	議会の監視機能、政策立案機能の向上をめざし、「委員会活動を中心とした政策形成サイクル」の取り組みについて、また、委員会の具体的な活動内容も規定します。
第7章 議会及び議会事務局の 体制整備等	議会活動を充実するための政務調査費の公開、議員研修の充実、議会事務局の体制、議会図書室の充実、議会機能に関する予算の確保について規定します。
第8章 議員の政治倫理 身分及び待遇	議員は厳しい倫理意識に徹して活動することを規定します。議員定数・議員報酬は市民や有識者の意見を聴取することを規定します。
第9章 議会活動の評価体制と 見直し手続き	議会改革の継続的な取り組みをすすめるために、議会活動の定期的な評価と見直し手続きについて規定します。

高山市議会は、今年
度から「市民意見交換
会」「政策討論会」な
ど新たな取り組みを進
めています。それらの
取り組みを体系化、明
文化するのが議会基
本

度から「市民意見交換
会」「政策討論会」な
ど新たな取り組みを進
めています。それらの
取り組みを体系化、明
文化するのが議会基
本

高山市議会は、今年
度から「市民意見交換
会」「政策討論会」な
ど新たな取り組みを進
めています。それらの
取り組みを体系化、明
文化のが



山王地区の市民意見交換会

請求事件についてのご意
見のほか、議会への指摘
や行政への要望などをい
うござります。
意見については、各常任
委員会及び特別委員会
において課題を抽出し、
調査研究を行つて市への
提案・提言に反映して
まいります。

議員発議 市民意見交換会

—2回目を終えて—

年額28万円の 議員報酬を減額

12月定例会において、議員発議により議員報酬の減額を議決しています。

まず初日に、人事院勧告による引き下げ率に従い月額1,000円の減額を決定しました。その後、議員間での議論を重ね、最終日にはさらに月額10,000円の減額を決定しました。

長引く景気低迷による苦しい市民生活を考慮し、議会・議員として「市民とともにいる」との姿勢を示すべく行ったものです。

なお今議会では、期末手当の支給率の引き下げも議決しているため、年額では議員一人当たり285,960円、率にして約4%の減額となりました。